

総務文教消防委員会会議録（令和2年5月8日）

出席委員 青山委員長 大浦副委員長 竹原委員 原委員 岩城委員 古沢委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 上田市長 石川副市長 伊東教育長 石坂総務部長 按田
消防署長 上田教育委員会事務局長 丸山税務課長 伊井
監査委員事務局長 落合子ども課長 相沢企画政策課主幹
櫻井総務課主幹 奥村財政課主幹

職務のため出席した事務局職員 藤名局長 山本主事

午前10時30分開会

青山委員長 ただいまから令和2年第2回滑川市議会臨時会総務文教消防委員会に付託された案件を審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

竹原正人委員、原明委員をお願いいたします。

日程第2、付託案件の審査に入ります。

議案第23号、議案第24号の2議案を一括して議題といたします。

まずは予算関係の議案についてです。

常任委員会に付託されました予算関係の議案の説明につきましては、全体委員会のみですることとなっております。

よって、議案第23号 令和2年度滑川市一般会計補正予算（第1号）及び議案第24号 地方自治法第179条による専決処分の承認を求めることについて 専決第2号 令和元年度滑川市一般会計補正予算（第6号）につきましては、当委員会での説明はしないことといたしますが、当局のほうから追加で説明する事項はありますか。

（特になし）

青山委員長 ないようでしたら、これより質疑に入ります。

質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言をお願いします。

竹原委員 1つ教えてください。子育て世帯の給付金のところで、例年ですと6月あたりに各世帯、お父さん、お母さんの現況報告をしていると思うんですけど、スピード感を

持ってということで、これはもうすぐ議案が可決したら、来月の児童手当の給付に上乘せして給付されるのか、あるいはちょっと時間を置いて、現況報告をした上での次の機会の給付なのか、タイミングをちょっとお聞かせください。

落合子ども課長 今回の子育て世帯の臨時特別給付金につきましては、児童手当の振込は6月15日、給付金につきましては6月12日の振込予定で手続を進めております。

青山委員長 ほかにございませんか。

古沢委員 今のともちょっと関連はするのですが、1人10万円の特別な給付金ですけども、今の子ども手当と同じように、スピード感が求められている問題だと思うんですが、確認の意味も含めて、担当される課と、それから申請書の発送時期と給付金の給付の時期、報道では、申請時期の開始が5月中旬以降、支給開始が5月下旬以降というような報道もあるのですが、今の時点で幾らぐらい、どの時期になるのかということをお答えいただきたいと思うんですが。

伊井監査委員事務局長 特別定額給付金につきましては、担当課は総務課分室となります。

まず、今回の給付金の申請方法なんですが、3通りございます。1つ目はオンライン申請、パソコンやスマートフォンで申請する方式、2点目は郵便による申請、これは市から郵送される申請書に必要な事項、必要書類をつけて返信用封筒で申請する方式、3点目がダウンロード方式、ホームページから申請書様式をダウンロードして、必要事項を記入して郵便で申請する方式です。

1点目のオンライン申請につきましては、5月1日から受付を開始しておりまして、5月7日までに116件、322人分の申請がございます。こちらについては、5月14日に第1回目の支払いをする予定でございます。その後も申請は順次来ると思いますので、その後、書類の内容をチェックして、逐次支払うこととしております。

2点目の郵便による申請につきましては、5月下旬に各世帯へ郵送して、申請書が送付され次第、逐次支払いを行うこととしております。こちらにつきましては、実際に支払いをするのが6月上旬からになる予定でございます。なるべく急いでやりたいと思います。

ダウンロード方式につきましては、昨日5月7日から期間限定で5月15日まで申請を受け付けるというもので、こちらにつきましても、書類が届き次第、書類審査をして支払い手続をする。こちらにつきましては、届いた順に5月下旬から順次支払うこととしております。

以上でございます。

古沢委員 申請ですが、さっき説明の中でもありましたが、例えば郵送の場合だったら世帯主に送られるということで、よく言われているDV被害者とかは申請しなきゃいけないと思うんですけど、申請はもう終わっているんですか、まだ続いているんですか。それからどれぐらいあったのか。

伊井監査委員事務局長 DVの被害者の申請につきましては現在も継続中でございます。当初は4月30日までという話があったんですが、引き続き申請を受け付けるようにというふうに総務省のほうから指示がございましたので、受付をしております。

昨日現在で、DV関係の、これは相談件数です。市内で避難しておられる方が3件、市外から滑川市へ避難しておられる方が2件、滑川市から市外へ避難しておられる方が2件で、合計7件でございます。

今のところ、実際受付しているのは、市内から市内の方が1件、それと、市外から滑川市へ避難しておられる方が1件、こちらの受付をしております。

古沢委員 これはなかなか表へ出てこない話で、本当は該当するんだけど、そういうアナウンスが届いていない方があるのではないかと考えて心配をしているのですが、それについてはもっと広くといいますか、そうできるんだよということを広げていただきたいと思うんですが、市独自としては何か考えておられるんですか。

伊井監査委員事務局長 現在、こちらの広報の方法としましては、市のホームページに掲載をして、総務省のDV関係の方への対応についてという別にリンクを張っている状態でございますが、確かにこちらはデリケートな問題でございますので、ほかにも広報の方法を考えていきたいと思っております。

古沢委員 ぜひお願いしたいと思っております。

それから、もう一つ確認なんですけど、1人10万円の定額給付金が振り込まれるというこのお金については、各種税金だとか料金だとかの滞納があった方についても差押えの対象にはしないというふうに確認されているんですけど、これはそれでいいですね。

伊井監査委員事務局長 おっしゃるとおりでございます。

古沢委員 今回、この委員会に付託された2件の事業、それからもう一つの事業もそうなんですけども、別の場でもお尋ねしましたが、いずれもこれ、国の事業ですよ。報道では、県内だけでも各自治体で独自施策を打たれるところがあるわけですけども、これについて、独自の対策ということについては考えておられないのかどうか、これをお

聞きしたいと思います。

石坂総務部長 今回、補正予算に計上させていただいたものについては、こういった3件でございまして、今後、独自のものがございますけれども、6月議会のほうで内容を検討しているといったことでございます。

古沢委員 6月議会ということのようですけれども、せっかく臨時議会がということであれば、いずれにしてもスピード感が求められている問題だと思いますから、できたらこの臨時議会に間に合わせていただきたかった。今となつてはあれですけれども、6月議会ということのようですが、それに大きな期待をしているということを申し添えておきたいと思います。

上田市長 当然、市は市として考えていかなければいけないと思っています。基本的には、財政調整基金、こういうときのための積上げをやっているわけですし、必要なものは緊急の財政出動はしなきゃいけない、こう思っているわけです。

ただ国は、県の報道のとおり、なかなかはっきりしないところがありまして、全体の姿が見えていなかったわけですから、早急に私だけの勇み足はちょっと気をつけたいと思って、今6月議会には具体的にお示ししたいと、このように思っています。よろしくお願ひしたいと思います。

原委員 手続、郵便で発送ということなんですけど、私が心配しているのは、高齢者のところへ行った場合に、詐欺まがいのこともあるということもありますし、例えば相談だとか、そういった対応というのはどういうふうにされておるんですか。

伊井監査委員事務局長 相談につきましては、毎日若い方からご高齢の方から、いろいろ問合せ等がございます。確かに、お金の絡む話ですので、迂闊に簡単に電話して、これはどうなんですかと聞くこともできない。そのあたり、具体的にどうということはこの場ではなかなか言えないんですけども、慎重に対応したいと思います。

原委員 やっぱり相談する案件といっても、お金のことなので、今言われたとおり、非常にデリケートな問題もありますし、何せその対策だけは、詐欺等にかからないようなやっぱりPR、情報の、それも徹底してお願いしたいと思います。

伊井監査委員事務局長 確かに、詐欺による被害が今回の件で増えてくるというか、そういったことも想定されますので、そのあたり十分気をつけて広報でも周知したいと思います。

青山委員長 ほかにございませんか。

先ほどの10万円の給付に関して、ほかの市町村を見ていましたら、マイナンバーの取扱いが結構載ってまして、高岡市ではごった返した状況になったということで、マイナンバー、実際問題、郵送であれば要らないというニュースも後々出てはきているんですけど、その詳細をちょっと詳しく教えていただければと思います。

伊井監査委員事務局長 マイナンバーが必要な申請というのは、オンライン申請に係るものでございます。郵便による申請、またダウンロード方式による申請につきましては、マイナンバーカードは必要ございません。ただ、郵便による申請方式、ダウンロード方式による申請も、一応申請書に必要事項を記載すると同時に、本人確認の書類をつける必要がございます。例えば運転免許証の写しであるとか、保険証の写しであるとか、そういった中に、必要書類の一つとしてマイナンバーカードの写しも大丈夫だよということだと思っております。

青山委員長 その辺の添付書類の関係で、いろいろはてながついていたものですから、高齢者になればなるほど、恐らく免許証の返納をされている方もいらっしゃるし、それに代わるものということをやっぱりしっかり伝えて、窓口で、いわゆる、要は迅速にならないような状況を防いでいただきたいと思います。これは要望なので、お願いいたします。

伊井監査委員事務局長 申請書類は、必要書類、貼り付けるところに保険証等というふう
に明記してございますので、また問合せ等には丁寧に説明したいと思います。

青山委員長 ほかに委員からございませんか。大丈夫でしょうか。

(質疑する者なし)

青山委員長 ほかに質疑等ないようでしたら、予算以外の議案についての説明に入ります。

議案第24号 地方自治法第179条による専決処分の承認を求めることについて 専決
第3号 滑川市税条例等の一部を改正する条例の制定についての説明を求めます。

丸山税務課長 それでは、滑川市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案集の24-1ページをご覧ください。

議案第24号 地方自治法第179条による専決処分の承認を求めることについてのうち、
専決第3号 滑川市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案集の24-14ページをご覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、滑川市税条例等の一部を改正する条例につ

いては、令和2年3月31日付で専決処分しましたので、議会の承認を求めるものです。

資料集で説明したいと思いますので、資料集の1ページをお願いします。

滑川市税条例等の一部を改正する条例の専決について、1、改正の専決理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布されたことから、当該条例において引用する部分について所要の改正を行うものであります。

主な改正内容を読み上げます。

今回の条例改正は、改元対応なども含め改正箇所が多いことから、特に市民生活に影響があると思われる箇所を中心に説明させていただきます。

(1) 個人市民税関係です。

最初に、アの未婚の独り親に対する税制上の措置の見直しですが、非課税措置について、男性の寡夫を対象から除き、独り親を対象に追加するもので、第1条中、第24条の規定の整理を行っております。

また、イの寡婦控除の見直しですが、所得控除について独り親控除を追加するもので、第1条中、第34条の2を中心に規定の整理を行っております。

これらにつきましては、全ての独り親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と男性の独り親と女性の独り親の間の不公平を同時に解消する措置を行うものであります。

続きまして、(2) 固定資産税関係であります。

これにつきましては、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、以下の措置を講じるものでございます。

最初に、アの使用者を所有者とみなすことができる規定の追加ですが、所有者等不明土地等について、調査を尽くしても所有者が不明である場合、使用者がいる場合には、使用者を所有者とみなす規定を追加するもので、第1条中、第54条2項を追加し、関係規定の整理を行うものであります。

これにつきましては、住民票、戸籍等の公簿上の調査、使用者と思われる者やその他関係者への質問など、調査を尽くしても所有者が不明である場合、事前に使用者へ通知した上で使用者を所有者とみなし、固定資産税課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるものであります。

次に、イの現所有者に必要な事項を申告させる規定の追加でございます。

土地または家屋について、登記簿または土地補充課税台帳もしくは家屋補充台帳に所有者として登記または登録がされている個人が死亡している場合、現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させる規定を追加するもので、第1条中、第74条の3を新設し、関連する規定を改正するものであります。

こちらは、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記が行われるまでの間において、現に所有している者に対し、市の条例で定めるところにより、氏名、住所等必要な事項を申告させるものであります。

改正する条例ですが、滑川市税条例と滑川市税条例等の一部を改正する条例でございます。

施行期日ですが、令和2年4月1日でございます。

ただし、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しに係る改正規定は令和3年1月1日でございます。

2ページ以降の新旧対照表の説明は省略させていただきます。

以上でございます。

青山委員長 それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある委員は、挙手の上、発言をお願いします。

古沢委員 まず独り親の規定についての変更ですけれども、これによって、例えば非課税措置あるいは寡婦控除について、対象になる人がどのように変わるのかということは分かりますか。

丸山税務課長 非課税措置につきましては、今まで児童給付金の該当者だったものが外れますので、子どもの年齢に関係なく、独り親であることが非課税の対象となります。

古沢委員 数的にはどうなるか分かりますか。対象人数。

丸山税務課長 対象人数についてはちょっと今のところ分かりません。申し訳ないです。

古沢委員 婚姻歴の有無に関わらずということだから、恐らく増えるというふうに見えていんですか。

丸山税務課長 現状ではそういうふう考えております。

古沢委員 後でいいですけど、数をちょっと確認したいと思いますのでお願いします。

丸山税務課長 後ほど確認して報告したいと思います。

古沢委員 次の固定資産税の件ですが、従来、所有者が不明だということになると課税できなかったということなんですかね。

丸山税務課長 今現在、固定資産税の所有者不明土地というのが、昨年の6月現在で237筆ございます。ただし、この237筆については免税点未満なものですから、今は課税されていないと。ただし、所有者が判明した場合に、合算して免税点以上になる場合も考えられますので、時間はかかりますが、今後調査していく必要があると考えております。

古沢委員 使用者がいる場合は使用者に納税義務が発生すると、こういうことになるんですよ。所有者が不明で使用者がいる場合はね。通知をしてというふうに、当然そうなんだと思うけど、ということは、従来課税されなかった人に対して課税通知が来ると、こういうことになるわけですね。トラブルが心配なんですけども、こういう場合はそういうこともやむを得ないと思いますけど、トラブルが心配なので、そこら辺は慎重にどうか丁寧にというか、決まったからこうですって納得してもらえればいいけど、どういふふうに対応を考えておられるかちょっと教えていただけますか。

丸山税務課長 古沢委員がおっしゃるとおり、トラブルは当然考えられます。なので、こちらとしても丁寧に説明して対応していきたいと考えております。

古沢委員 大変ですが、よろしく願いいたします。

青山委員長 ほかに質問等ございませんか。

今の固定資産税なんですけれども、いわゆる現実、見させていただいて、改正に伴って、この資料集6ページですよ。みなすということで、みなしとなって条文が入れ替わっている状況で、結局、使用者の取扱いですよ。そこがトラブルに発展すると思うんですけれども、実際、現場へ行ったら、構築物だとかいろんなものがあるって、それで使用者とみなすのか、一体どういった状況で使用者とみなすのかという判断基準、お願いします。

丸山税務課長 判断基準につきましては、実際に土地のほうを確認しまして、建物が建っているならば、その建物を使っている人に対して、使用者を所有者とみなすというふうに考えております。

青山委員長 そうすると、建物が建っている場合、構築物がある場合は分かりやすいと。

問題は、建物が横に建っていて、その横の土地だとかで、いわゆる更地になっている状態で、公然と自分の物として使っている場合というのはどういう取扱いでしょうか。

丸山税務課長 公然と使用しているということを確認できましたら、その使われている人とまず話し合っ、いつから使っているとか調査して対応したいと考えております。

青山委員長 恐らくこの237筆の中には、そういった土地も当然含まれるだろうと思いま

すし、私がふと思うのが、結局、使われている所有者、民地の所有者が、隣にもしそう
いった場所があるとしたら、普通に実務的に考えれば、本人の物の所有権にはなってい
ないでしょうから、今までずっと固定資産税から漏れていたということで、でも、自分
の土地の境界がどこにあるか分からないので公然と使っていたということも往々にあ
ると思うので、すごいトラブルに発展しやすいと思うんですね。

実務上で言うと、いわゆる民法的に言うと、20年、悪意で持っていたら消滅時効にな
るということで、それまではその人の物にならないと。ただし、今はこれは市がみなし
て課税するということだと思うので、その辺について詳細なことをいろいろ、おらの物
になっていないんじゃないかというふうに言われた場合に、ちょっと細かいですけど
も、どういった指導になるんでしょうか。

丸山税務課長 まず現地調査をしまして、それから、かつ所有者がどうしても不明だとい
う場合に現地調査いたしますので、ちょっとまだ先の話になるものですから、すぐ早急
にというわけではないと考えております。

ただし、今青山委員がおっしゃったようなトラブルは十分考えられますので、それ
についても、時間はかかりますが、法律にのっとって適正に対応をしたいと考えておりま
す。

青山委員長 我々にも非常に責任があることを条例で制定するわけですから、そういった
次のところまで当局には一生懸命頑張ってください、先ほど古沢委員が言われたよう
に、非常にシビアな問題で、課税の問題が出てきますので、そういったところ、これか
ら煮詰めて実務運用していただきたいと思います。これは要望です。

ほかに質問等はございませんか。

(質疑する者なし)

青山委員長 ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより、付託議案に対する討論を行います。

討論を希望される委員は、挙手の上、お願いいたします。

(討論する者なし)

青山委員長 ないようでしたら、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

議案第23号及び議案第24号の2議案を一括して採決を行います。

議案第23号 令和2年度滑川市一般会計補正予算（第1号）

議案第24号 地方自治法第179条による専決処分の承認を求めることについて

専決第2号 令和元年度滑川市一般会計補正予算（第6号）

専決第3号 滑川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

以上の案件について賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

青山委員長 賛成全員。よって、議案第23号及び議案第24号の2議案につきましては、原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

午前11時02分議決

青山委員長 以上で付託案件の審査は終わりました。

委員の方に申し上げます。本来であればその他事項ということではありますが、今回は臨時会ということですので、委員からのその他につきましては次回委員会等々で受けたいと思います。

これにて令和2年第2回滑川市議会臨時会総務文教消防委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時02分閉会